

申請は、出生や転入から15日以内に!

15日特例

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、現住所の市区町村に申請が必要です！
※里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

○公務員になった場合

○退職等により、公務員でなくなった場合

○公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

2. 続けて手当を受ける場合

子どもの養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

（現況届の提出が必要な方）

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※ 現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、8月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（子どもの監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※ 現況届の提出がない場合には、8月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3. 以下の1～6に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1. 子どもを養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
2. 受給者や配偶者、子どもの住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
3. 受給者や配偶者、子どもの氏名が変わったとき
4. 一緒に子どもを養育する配偶者を有するに至ったとき、または子どもを養育していた配偶者がいなくなったとき
5. 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
6. 国内で子どもを養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

支払口座の変更について

支払口座を変更したい場合は、支払月の前月20日までに口座変更届を提出してください。

※変更できる口座は、受給者名義のものに限ります。

児童手当制度のご案内

（令和6年8月版）

児童手当は
住所地の市区町村に
申請してね！！



令和6年10月から
制度が改正されます！

〒763-8501
丸亀市大手町二丁目4番21号
電話 0877-24-8808
FAX 0877-35-8894

丸亀市

～児童手当について～

1. 支給対象

18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子どもを養育している方

※父母等のうち、当該児童の生計を維持する程度が高い者（一般的には、家計の主宰者として、社会通念上、妥当と認められる者）が受給者となります。

2. 支給額

子どもの年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円 (第3子以降は30,000円)
3歳以上	10,000円 (第3子以降は30,000円)

※「第3子以降」とは、22歳の誕生日後の最初の3月31日までの養育している子どものうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、偶数月にその前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、4～5月分の手当を支給します。

4. 申し出があった方についての学校給食費や保育料などを、市区町村が児童手当等から徴収することができます。

※ 学校給食費などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。



児童手当の対象となる子どもの要件について

◇支給の対象となる子ども◇

受給資格者となる父母等が監護し、かつ、生計を同じくしている18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子どもが支給の対象となります。

ただし、申請者が子の放置・虐待等、当該児童を監護していないと判断される特段の事情を有する場合や、当該児童が独立して生計を営んでいることが明らかである場合は対象にはなりません。

◇第3子以降の多子加算算定対象となる子ども◇

支給対象となる子どもの他に、受給資格者となる父母等が監護相当の養育を行い、かつ、生計費の負担をしている18歳年度末を経過した後22歳年度末までの子どもも、第3子以降算定額算定対象となります。

「監護」とは

児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていると社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められること。

「監護相当」とは

監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること。

「子育てワンストップサービス」について

「子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）」を利用すれば、市区町村の窓口に出向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請ができます。

児童手当制度では、以下のルールを適用します！

- 原則として、子どもが日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、子どもと同居している方に優先的に支給します。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で子どもを養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
- 子どもを養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- 子どもが里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、その子どもの里親などや施設の設置者に支給します。



手続の方法は…

1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願いします。

- 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。
- 認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。